

令和4年度 決算審査特別委員会（令和3年度決算）の記録

決算審査特別委員会

本庁審査第2班（危機管理部、監査委員事務局、警察本部、農林水産部、土木部）

- ・知事提出継続審査議案第23号：認 定
「決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第24号：認 定
「令和3年度福島県流域下水道事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第25号：認 定
「令和3年度福島県工業用水道事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第26号：可 決
「令和3年度福島県工業用水道事業会計
利益の処分について」
- ・知事提出継続審査議案第27号：認 定
「令和3年度福島県地域開発事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第28号：認 定
「令和3年度福島県立病院事業会計
決算の認定について」

（10月18日（火） 危機管理部）

渡辺康平委員

調査資料14ページ、税外収入の収入未済額及び不納欠損額調において、主な収入未済額となっている震度情報ネットワークシステム整備事業補助金及び防災情報通信設備整備事業交付金について、詳しく聞く。

災害対策課長

この2つの事業は、国の補正予算を活用して2月補正で予算化したものである。震度情報ネットワークシステムについては、令和5年度中に使用する回線の切替え作業があることから、機器の更新等も含めて改修するものである。総合情報通信ネットワークについては、消防庁において自動的に都道府県の災害情報を収集するシステムを導入することになり、県のシステムと連携するものである。

渡辺康平委員

年度内に完了できず収入未済となっているが、翌年度において事業は達成しているのか。

災害対策課長

2月補正後であり必要な工期を確保するため、今年度実施である。年度内の完成を見込んでいる。

渡辺康平委員

主要な施策の成果説明書23ページに、「消防団員の確保や消防団協力事業所の更なる増加を図るため、消防団員、消防

団及び消防団協力事業所に、サービス等の提供を行う「ふくしま消防団サポート企業」の募集・登録を行った」とあるが、令和3年度の募集登録状況を聞く。

消防保安課長

ふくしま消防団サポート事業の実績については10件である。

渡辺康平委員

当該事業は毎年行っていると思うが、恐らくあまり増えていかないと思う。状況について聞く。

消防保安課長

令和2年度からコロナ禍の影響で企業訪問活動ができないこともあり、件数は落ちてきている。今年度の実績は4件あり、若干ではあるが実績はゼロではない。

渡辺康平委員

そうすると、当該事業について何かしら考え方を変えていかなければならないと思う。私も地元の消防団に入っているが、地域の商店街や飲食店は既にある程度入っている状況である。大手の事業所はなかなか登録しないと思うため、今後改革をして、消防団の入団者数を増やしていく必要がある。

次に、予算執行説明資料66ページの環境放射能等監視事業費だが、県費が使われているとは知らずほぼ100%国費で行っていたものだと思っていた。市議会議員時代にモニタリングポスト再配置問題でかなりもめたことがある。本事業には県費や繰入れ、諸収入も使っている。現在、県内のモニタリングポストは何基設置されているのか。

放射線監視室長

まず財源についてだが、この県費は福島県民健康管理基金のモニタリング勘定から繰り出しており、県内全域をモニタリングするための財源として使っている。基金であるため県費になるが原資は国からの交付金となる。

次に、モニタリングポストの設置状況については、主要な施策の成果説明書26ページ、(3)に記載してある。モニタリングポストは626地点、公園や学校等に設置してあるリアルタイム線量測定システムが2,929地点で、計3,600地点ほどに県内では設置されている。

また、リアルタイム線量測定システムの再配置の件について経過から説明すると、平成28年の2月に国から県内に設置している約3,000基のリアルタイム線量測定システムの配置を見直す方針が示された。国は方針を具体化するために、30年度に県内各地で住民説明会を開催したが、配置の見直しについて反対意見が相次ぎ、県としても市町村の意見を十分配慮して対応するよう求めてきた。その後、国において対応が検討され、令和元年5月に県内のリアルタイム線量測定システムについては、配置を見直さず、当面存続させることが決定された。県としては引き続き国に対し市町村や地域住民の意向を十分に踏まえ、理解を得ながら丁寧に対応するよう求めていく。

渡邊哲也委員

調査資料15ページからの証紙収入の状況について、前年比で約1,000万円収入が多く、件数も2,000件強増えている。危険物取扱者免状交付件数が1,000件以上増え、第2種電気工事士免状交付件数が前年比で3倍増となっているが、何か要因があるのか。

消防保安課長

令和2年度に講習受講者数が減り、その分が3年度に増えたためである。

渡邊哲也委員

令和2年度はコロナ禍の影響で控えたということか。

消防保安課長

令和2年度はコロナ禍で講習会ができなかったが、3年度はその分が増えたと認識している。

山口信雄委員

予算執行説明資料69ページ、防災体制推進費について、県独自で実施した被災者住宅再建支援事業と地震被害想定調査

事業の2項目あるが、それぞれの件数や内容を聞く。

また、地震被害想定調査事業の費用について聞く。

災害対策課長

まず、被災者住宅再建支援事業については、準半壊以上の被災住宅への修理に対して386件、一部損壊に対して4,209件の支援を実施した。執行額は5億2,800万円程度である。

続いて、地震被害想定支援事業については、まず県内における科学的に起こり得る最大規模の地震と津波について調査を行い、人的、物的被害がどの程度出るのかを想定する調査である。今年度、検討会を引き続き行っており今年度中に被害状況を公表する予定である。

山口信雄委員

想定している最大規模とはどのようなものか。

災害対策課長

被害規模は検証中であるが、想定しているモデルとして、東日本大震災クラスの地震と津波の場合、会津盆地と福島盆地にある断層で地震が発生した場合、各市町村で直下型地震が起きた場合の被害について想定している。

(10月18日(火) 監査委員事務局)

椎根健雄委員

予算執行説明資料517ページの説明において、188機関を対象に財務監査を実施し、その中で人件費等に係る支払い遅延があったとのことだが、具体的にどのような案件だったのか。

また、34団体を対象に財政支援団体等監査を実施し、物品の管理及び処分に適正を欠くものなどについて、6団体に対し改善を求めたとのことだが、具体的にどのような案件だったのか。

普通会計監査課長

昨年度の財務監査においては、普通会計関係では62件の不適正な案件があったが、その中で、会計年度任用職員の報酬等の支払いが3か月以上遅延したのがあり、指摘や指導を行った。

企業会計監査課長

昨年度の財政支援団体等監査は34団体を対象に実施し、6団体に計7件の指導事項を出している。その中で、(公財)ふくしま自治研修センターでは、県から受託している物品管理において、県への協議など必要な手続を経ずに物品を廃棄してしまったため、指導に至った。

今井久敏委員

繰り返される案件が結構あると思うが、指摘等を受けた機関は指摘事項等に対してどのようなフォローアップを行い、監査委員事務局に報告しているのか。監査委員事務局として、指摘等を行った機関に歯止めをかけるようなシステムはあるのか。

普通会計監査課長

指摘事項や指導事項については通知するとともに、翌月までに処理状況報告書の提出により、どのように対応していくかを報告してもらっている。その上で、その対応がなされているかを翌年度の監査において確認している。例年、指摘事項や指導事項が様々出てきており、ミスはどうしてもなくなるため、監査委員事務局としても、執行機関においてダブルチェックや財務に関する知識の習得、内部統制がしっかり行われているか等についても確認している。指摘事項や指導事項に係る処理状況については最終的には公表しているほか、各執行機関に情報提供し、そのようなミスがなるべく起きないように対応している。

今井久敏委員

ミスはなくならないという前提で考えるしかないと思うが、心配なのは、いつもヒューマンエラーに行き着くことである。ミスのほとんどはダブルチェックで通っていった案件であると思う。内部統制云々というが、チェックという職員の仕事の総量が減っていくような対応、例えばA Iのようなものが見通せないのかどうかなどの考え方があってもよいと思う。この辺りのヒューマンエラーへの対応はどのように考えているか。

普通会計監査課長

基本的に執行部においては、内部統制におけるリスク評価シートを活用しながら、組織的なチェック体制の構築や不適切な事務処理の未然防止等の取組が行われているところであるが、監査委員事務局としても、内部統制がしっかり機能していくことがミスを発生させない組織づくりにつながるものと認識している。そのため、定期監査においては内部統制の取組状況に関する調書を設け、各所属における内部統制に当たっての基本的な考え方、業務のチェック体制、職員の財務知識の習得への取組、内部統制の職員への浸透、風通しのよい職場づくりの取組などについて確認するとともに、各所属におけるリスクを優先度の高いものから5つ出してもらい、その確認などを通じて内部統制がしっかり浸透するように取り組んでいる。

(10月18日(火) 警察本部)

渡辺康平委員

収入未済額については、放置駐車違反金の対応によるものであり、1件だけではあるものの不納欠損が発生してしまったことは、いわゆる逃げ得になってしまうため非常に不名誉なことだと思う。これらの収入未済や不納欠損に今後どのように対応していくのか、改めて詳細を聞く。

交通指導課長

令和3年度に発生した不納欠損については、放置駐車違反金を納付すべき車両の使用者が調査の段階で死亡していることが判明し、違反金の徴収が不可能となったものである。この事案は平成28年8月に放置駐車として取り扱ったものであるが、令和3年8月に時効となっている。なお、放置駐車違反金については、全国の各都道府県においても、財産ではないとの解釈から相続しないものとして取り扱っており、本県においても同様に取り扱っている。今後とも調査を徹底し、不納欠損が発生しないよう努めていきたい。

権根健雄委員

サイバー空間の脅威への的確な対処ということで、主要な施策の成果説明書280ページに、令和3年度に県警初となるサイバー犯罪捜査官選考試験を実施したとあるが、何名採用したのか。

また、高度な研修に職員延べ13人を派遣したとあるが、これは同じ職員が行くのか、様々な職員がサイバー犯罪に対応するために研鑽を積みに行くのか、その辺りの詳細を聞く。

生活安全部参事官兼警務部参事官兼警備部参事官

1点目の職員採用について、この選考試験は昨年度から実施し、高度な資格を有する職員の募集を行ったが、応募者が1名もいなかった。というのは、現在サイバー関係のセキュリティの人材がかなり枯渇しており、民間に流れる傾向がある。今年度はその反省を踏まえ、各大学やサイバーのボランティアに積極的に働きかけたところ、2名の応募があり、先日選考試験等を実施したところである。現在の日進月歩のサイバー空間に対応するためには、ある程度高い技術を持った職員が必要であるため、今後もこのような職員の採用と警察職員全体のレベルアップを図っていきたい。

2点目の情報セキュリティ等の研修については、サイバー犯罪対策室員のレベルアップを図るため、民間企業等が主催している研修に13人を派遣した。具体的には、富士通の研修に5名、情報通信研究機構の研修に8名を参加させた。今年度も同様の対応をしている。

権根健雄委員

近年、サイバー犯罪や昔はなかったインターネットを使った犯罪など様々出てきているので、今後ともそのような対応を含めよろしく願う。

今井久敏委員

例えば会津大学に優秀な学生が多数いて、サイバー犯罪に携わりたいとなったとしても、警察学校での訓練には耐えられない者もいると思う。サイバー犯罪という特殊な部門に専属させることが可能なのか、やはり警察学校での訓練も必要になるのか、その辺りの現在の状況を聞く。

警務部統括参事官兼警務課長

警察官としての採用のほか、今年度からは技術職員としての採用試験も始めている。捜査まで行いたい場合には警察官としての採用、裏方としてサイバーの分析などを行いたい場合には技術職員としての採用と窓口は広げている。また、会津大学や日本大学工学部にも出向いて募集活動を推進しており、今後も努力していきたい。

今井久敏委員

次に前年度における決算審査特別委員会の意見に対する処理状況調の説明において、退職手当については不確定要素が多く所要見込額の積算が困難であるとのことであり、今年度もこのような話になるのだろうが、具体的にどのような理由から積算が困難なのか。

警務部統括参事官兼警務課長

人件費は予算不足により未払いとなることは許されず、一定の余裕を持って予算を確保している。退職手当については、定年退職者数は把握しているが、定年前の普通退職者数は見込みが立てられないため、数年の平均値をもって予算を確保しているが、令和3年度においても普通退職者数が少なかったため、不用額が発生してしまった。今後、適正な予算管理に努めていく。

山口信雄委員

調査資料32ページ、前年度における決算審査特別委員会の意見に対する処理状況調において、いわき中央警察署南白土待機宿舎解体工事の施工中に発見された杭63本の撤去を追加するために繰り越したものと記載があるが、通常は建物の構造などは記録して管理されているものの、たまたま記録されていなかったものなのか。

施設装備課長

設計書に当初から組み込まれていたものではなく、解体をしている途中で杭の数が予定よりも多かったということが判明し、繰越しとなったものである。最近建設中の待機宿舎等については、杭打ちの本数などについて施工主と管理しながら進めている。

山口信雄委員

建物はかなり古かったのか。

施設装備課長

使用年数50年を経過した老朽化施設であった。

渡邊哲也委員

現在、世界的な半導体不足により車の納車も大分遅れていると聞かすが、パトカーを含めた警察車両について、半導体不足の影響は出ているのか。

施設装備課長

警察車両については国からの配車となるため、現在のところは納期の遅れはない。リース車両については納期が若干遅れているものも数台あったが、今月中には解消されている。

(10月18日(火) 農林水産部)

渡辺康平委員

予算執行説明資料315ページ、ふくしまの次代を担う多様な担い手確保支援事業について、令和3年度はお試し就農が研修生30名、うち22名が新規就農とのことだが、目標値を達成しているかなど、この数値を県としてどのように分析しているのか聞く。

農業担い手課長

お試し就農については研修生枠を30名としており、全員確保できた。そのうち8割弱の22名が実際に就農まで結びつき、個別の目標値は設定していないが、かなり高い割合で就農できたものと考えている。

渡辺康平委員

8割程度という高い数値で新規就農していることは分かるが、県の事業として考えたときに、30名しか研修生がいないと考えるかどうかである。なぜこのようなことを述べるかという、市レベルの決算委員会においては、例えば須賀川市に新規就農者が昨年度何名入ったということが分かる。ただ、県の決算の場合、本県に新規就農者が昨年度何名入ったということが資料を見てもなかなか分からず、お試し就農の内容しか分からない。このお試し就農の枠30名は少ないと思うが、今後増やしていくことはできないのか。

農業担い手課長

現在、予算としては30名分であり、農業法人に4か月間派遣して体験してもらい、その後スムーズに就農に結びつける事業である。

渡辺康平委員

県内での新規就農者数の目標が何名で、令和3年度に新規就農者が何名いたのか聞く。

農業担い手課長

令和3年度の新規就農者数は233名である。これは、毎年5月2日を基準日とするその前1年間の就農者であり、4年度は334名である。

渡辺康平委員

令和3年度の233名という数値は、県の目標値には達しているのか。この233名という数値を県としてどのように分析しているのか。

農業担い手課長

令和3年度の新規就農者数については、以前の農林水産業振興計画において240名を目標値として掲げて取り組んできた。なお、新たな農林水産業振興計画においては、9年度における新規就農者数340名を目標に取り組んでいる。

山口信雄委員

調査資料58ページ、福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計について、貸付金の予算現額7,900万円に対して貸付けはゼロだったとの説明だったが、想定していた件数と貸付けがなかった理由を聞く。

水産課長

まず貸付けの実績がなかった理由についてだが、東日本大震災以降、プロパー資金である漁業近代化資金が国の政策により実質無利子となっており、1人当たりの貸付限度額が大きいこともあり資金需要が集中しているため、県の貸付けがなかったものである。

また、貸付件数については特に想定していないが、例えばエンジンを交換する場合は500万円、その他の機器については100万円や200万円など、メニューによって貸付限度額を定めており、総額で7,900万円を目標として設定している。

山口信雄委員

大型の貸付けに資金需要が集中しているとの説明だったが、令和3年度はたまたま小口の需要がなかったのか。4年度についてはどのように考えているのか。

水産課長

小口の資金需要については現在のところ情報が来ておらず、把握していない。令和4年度においても漁業近代化資金に資金需要が集中しているが、今後、漁業近代化資金に利子が生じたときには、沿岸漁業改善資金に資金需要が来るものと見込んでいる。

山口信雄委員

漁業近代化資金の貸付総額や件数を聞く。

水産課長

令和3年度の貸付件数は8件、融資金額は4億8,800万円である。

農業担い手課長

先ほどの新規就農者数の目標値に関する答弁に誤りがあったため訂正する。以前の農林水産業振興計画における目標値は220名である。また、新たな農林水産業振興計画においては、12年度における新規就農者数340名を目標値としている。

今井久敏委員

調査資料92ページ、共同利用漁船等復旧支援対策事業について、共同利用の考え方を聞く。

水産課長

漁業協同組合が漁船を復旧して所有し、それを組合員に貸して共同利用するものである。

今井久敏委員

大きさにもよるだろうが、船の価格は億単位だと思う。補助に関して上限などはあるのか。

水産課長

船の大きさについては、沿岸の漁業であれば総トン数の上限が5tや7tなど、漁業の制度により決まっている。金額についての制限はないが、現在は7tぐらいの漁船で1億円程度の建造費かと思う。

今井久敏委員

令和3年度における共同利用漁船等復旧支援対策事業の全体の予算規模を聞く。

水産課長

補助金としては、直近の令和2年度は7,700万円、元年度は9,700万円である。

渡邊哲也委員

調査資料70ページの農業総務費の負担金は、各都県からの派遣職員の人件費負担金か。

農林水産部政策監

委員指摘のとおりである。震災後、全国知事会や農林水産省に依頼して全国から派遣してもらっている応援職員の給与分等の負担金である。

渡邊哲也委員

昨今も地震災害などがあり、農業土木においても応援職員がさらに必要となっていると思うが、農林水産部として今後どの程度の人員を求め継続して要請していく考えなのか。

また、負担額について、例えば秋田県と埼玉県では同じ1人分であっても大分差があるが、これは派遣元の都道府県によって給与格差があることによるものなのか、役職の違いなどによるものなのかを聞く。

農林水産部政策監

農業土木系職員については基本的には相双農林事務所に配置し、農業基盤等の整備に当たってもらっているが、まだ完了はしていないため、継続的に各都道府県から派遣してもらいたいという状況である。

また、給与については、職員の経験年数や職階の違いなどにより金額に差が出ているものと思う。

今井久敏委員

部長説明要旨にもあった収入保険について、何件まで加入が進み、次年度に向けてどのような考え方で取り組んでいくのか聞く。

農業経済課長

令和元年からスタートした収入保険については、2年間にわたる補助事業などの効果もあり、4年8月現在で3,285件の加入件数となっており、国が定めた3,000件の目標を1年前倒しで達成している。

次年度以降の取組については、収入保険の加入資格が青色申告者ということもあり、県内の農業者には白色申告者がまだ相当数残っているため、有利な青色申告に移ってもらえる取組を進めていきたいと考えている。

渡辺康平委員

主要な施策の成果説明書221ページ、「チームふくしまプライド。」活動支援事業において補助額2千万円を交付している「チームふくしまプライド。」という団体について説明願う。

農林企画課長

「チームふくしまプライド。」は福島フードファンクラブの名称であり、この団体の運営主体に対して補助金を交付しているものである。

渡辺康平委員

具体的にはどの団体か。

農林企画課長

(一社)東の食の会である。

渡辺康平委員

「チームふくしまプライド。」という団体が、例えば「ふくしまプライド。」情報発信事業のCM制作・放映等ともリンクしているということか。

農林企画課長

ファンクラブとして約7,000名の会員を募り、主にその会員を対象にした東京都内での交流会や、シェフを県内に呼んだツアー等を独自に主催してもらっている。

渡辺康平委員

1団体に対する2千万円の補助額は破格であると感じるが、どのように使われているのか。

農林企画課長

使途の内訳については今手元にないが、約7,000名のファンクラブ会員を対象とした東京都内での交流会や、シェフを県内に招いてのツアー、商談会等をかなりの回数実施しており、それなりの所要額であると理解している。

渡辺康平委員

この事業は県単独事業なのか、国の復興関係の予算がついているのか。

農林企画課長

国からの助成をもらっている。

渡辺康平委員

ホームページを確認したところ、確かにこの団体が様々な活動をしているのは分かる。ただ、現在、復興政策上様々な補助金を使って東京都内で風評払拭など様々に行ってはいるが、この団体は一体何なのかというものも結構多く、どこにこの予算が流れているのかが非常に見えにくいところがある。そのためこの質問をしたわけであるが、特に復興や風評払拭関係については、予算の使途が不透明だと指摘されないよう、どのような団体がどのように予算を使っているのかを明確にした説明資料をつけてほしい。要望とする。

山口信雄委員

主要な施策の成果説明書201ページの肉用牛全頭安全対策推進事業は、全頭検査をして県外に出した肉用牛について、必要に応じて放射性物質検査を行うものなのか。

畜産課長

震災後、牛肉中に放射性物質の影響があるということで全頭検査を実施してきたが、その後は放射性物質が検出されない状況であることから、現在、一般的に福島牛と呼ばれる肥育牛については、農家1戸につき年間1頭、放射性物質の検査を行っている。

山口信雄委員

令和3年度に県内で3,352頭、県外で2,676頭とあるが、これは今説明のあった年間1頭という形で県内と県外で実施したものと理解してよいか。

畜産課長

令和3年度に本県から県内外に出荷された牛1万7,304頭のうち、放射性物質検査の該当となった牛が6,028頭である。

(10月19日(水) 土木部)

渡辺康平委員

調査資料70ページ、前年度における決算審査特別委員会の意見に対する処理状況調について、毎年だが家賃の収入未済の件である。徐々に縮減に努めていくとのことだが、実際に未払い者の特徴について把握しているか。

建築住宅課長

収入未済の金額自体は少しずつではあるが縮減してきている。最近の傾向として、コロナ禍による事業不振による収入減の者が多くなってきている。その者に対しては生活保護制度や県の減免制度を提示しながら、未払い額の縮減に取り組んでいる。

渡辺康平委員

生活が厳しくて払えないことは分かるが、特に悪質なもの、いわゆる収入があるにもかかわらず払わない、または生活保護受給者で隠れて車に乗っているなど様々なケースがあると思う。滞納者の家に直接訪問して実態調査を実施しているのか。

建築住宅課長

なるべく滞納額がかさまないよう、指定管理者制度を活用し収納業務を委託しており、1か月滞納が生じた段階から文書や電話、必要に応じて自宅訪問も行っている。その中で、実際になかなか会えないケースもあり滞納がかさんできた際は、議会に上程し法的措置として民事調停に移っている。

なお年2回、指定管理者と建設事務所が一体となり、家賃納付の促進月間として夜間に自宅を訪問し、納入するよう指導している。

渡辺康平委員

今後とも収入未済や不納欠損がないよう取組をよろしく願う。

決算審査特別委員会の前年度における意見として、繰越額、不用額の縮減に努めることとあるが、やはり現場の建設業者の話として、働き方改革や週休2日制の問題、人手不足、コロナ禍の課題があり、なかなか工事が進まず、現実的にできないものはできないとはっきり聞いている。

処理状況として、「工程会議等により本庁事業主務課と出先機関が事業の進捗や課題等の情報を適切に共有し連携して解決に向けた調整、進捗管理を行うことで合理的かつ計画的な執行を図り」と書いてあるが、この内容を詳しく聞く。

土木企画課長

通常は、本庁と事務所が資料のやり取り等で工程管理をしているが、本庁の管理職、具体的には主幹が直接出先事務所を訪問し、工事の工程管理を行う中で、課題は何か、業者はどのように対応しているかなど生の声を聞き、本庁からアドバイスをして工程を管理している状況である。

渡辺康平委員

出先機関の職員が一番情報を知っているため、そこに出向いて情報共有することは非常によいことだと思う。今後、見直しのできるのであればしてほしいが、単年度主義で3月31日に一度区切って進めているものの、発生段階によっては工事が現実的に3月31日で終わらずに翌年度繰越しになってしまうものがある。法律上できないのであれば難しいと思うが、単年度主義にこだわらず柔軟に工期を設定できないものか聞く。

土木企画課長

日本の予算はどうしても単年度予算主義が大原則になっている。一方で、公共事業においては、品質の確保や労働災害防止の観点から、適切な工期設定が重要だと考えている。県としては、年度当初の早期発注により、適正な工期を確保する対応に努めている。単年度予算主義とはいえ、工事に着手し土砂を掘削した際に、例えば軟弱地盤が出たり硬い岩盤が出て工法の変更が必要となった場合には、設計変更期間は確保しなければならない。それが年度を越える場合には繰越しの手続をすることになる。

また、これまでトンネルや大規模なダム等において、複数年の債務負担行為で適正工期を確保してきたが、資材がなかなか入手できない現状を考慮すると、一般的な工事において債務負担を活用して適正な工期を確保することも検討中である。

渡辺康平委員

将来的な要望であるが、毎年のように繰越額、不用額の縮減の話をする一方で、実際現場に行ってみると課題が山積している。やはり委員が資料の裏にある背景や課題が分かる資料作成が今後の課題になると思う。将来的な課題として要望する。

遊佐久男委員

繰越し関係で、令和3年度における入札不調の件数や内容を聞く。

建設産業室長

令和3年度の集計について、不調率は毎月集計をしており、その都度確認しているが、手元に数値がないため後ほど報告したい。

佐久間俊男副委員長

執行部に述べる。

ただいまの資料は提出可能か。

建設産業室長

可能である。

佐久間俊男副委員長

それでは、本日中に提出可能か。

建設産業室長

可能である。

佐久間俊男副委員長

それでは本日中に事務局に提出してもらい、班長の手元で整理し各委員に配付することとしてよいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐久間俊男副委員長

異議ないと認め、本日中に26部の提出を求める。

今井久敏委員

先ほどの渡辺委員からの指摘は大変大事である。例えば繰越しの話になると、作業員の不足との答弁になる。これからの時代は、どのようにこの懸案を予算、計画や設計の中に組み込んでいくのかをしっかりと考えなければならない。作業員がいなければ遅れるのは当たり前の話であるため、その辺りも把握して事業を進めることが大事だと思う。何か考え方

があれば聞く。

土木企画課長

少子高齢化の影響に加え、土木技術職の人気のないためなのか、作業員不足、担い手不足がある。ただ一方で、公共事業を進めなければならないため、県としては年度当初に工事等の発注見通しを公表することで、建設業界ではこの時期にこの工事が出るのが分かり、それに合わせた作業員の雇用や、手持ち工事をどのように展開していくのか計画立てがしやすくなると考えている。今後も発注見通しを小まめに公表し、円滑に工事が進むよう取り組む考えである。

佐久間俊男副委員長

説明資料395ページ、県営住宅の修繕関係について繰越しが出ている。県営住宅の修繕等は指定管理となっているが、令和3年度はどのように指導してきたのか。また繰越額の要因として、資材が入手困難と説明があったが、それらも含めて説明願う。

建築住宅課長

県営住宅の改善は指定管理業務ではなく、建設事務所で発注している。指定管理者は日常的な小修繕など細々したものについて対応し、建設事務所が大規模な改善工事等を実施している。

令和3年度の状況として、県営住宅では入居者が日常生活を営んでいることから、特に住宅内部のリフォームの際は、入居者と請負業者との工程調整がなかなか難しい。また、昨今のコロナ禍によって、半導体関係の建築設備、給湯器や電子部品の入手が遅れることもあった。

県営住宅においては、そのようなことがなるべく生じないように早い段階から入居者に、いつ、どのような工事をやるのか繰り返し説明している。そして工事の設計も余裕を持って前年度以前に完了させ、入居者に約束した工程で発注できるよう努めている。

今井久敏委員

令和3年度の地震で県営住宅のガラスが壊れた際に入居者が自己負担で直すようにとの話になった場所があった。最終的には県が修繕することで落ちついたが、例えば地震災害時に壊れたものは、しっかり県が責任を持って修繕するとの県の住宅管理の考え方を指定管理者に徹底できるよう整理しておくことが必要である。その辺りはしっかりと県として、要綱かマニュアルか分からないが整えておくことが大事ではないかと考えているが、どうか。

建築住宅課長

地震や台風などの自然災害によって生じた損傷、被害については、入居者負担ではなく施設管理者側の負担で直すこととなっている。委員が述べた一部管内において、それが徹底されていなかった。その後、他管内についても確認し、他管内ではしっかりと県の負担で修繕していることを確認できた。再発防止のため、業務委託先である指定管理者への周知徹底を今後とも行いたい。

渡邊哲也委員

調査資料73～74ページ、自治法に基づく災害等の応援派遣職員の部分について、昨日審査した農林水産部の資料には、各都道府県の負担額とともに何人分との記載があったが、青森県から新潟県までの派遣人数を聞く。

土木総務課長

後ほど資料を提出したい。

佐久間俊男副委員長

本日中に提出可能か。

土木総務課長

可能である。

佐久間俊男副委員長

それでは本日中に事務局に提出してもらい、班長の手元で整理し各委員に配付することとしてよいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐久間俊男副委員長

異議ないと認め、本日中に26部の提出を求める。

渡邊哲也委員

農林水産部に比べて土木部の負担金額が多い。役職によって負担金額は違うと思うが、恐らくかなりの職員が派遣されていると推測できる。現在派遣されている職員はどのような業務をしているのか。

また、土木部の技術者確保や育成が困難な中で、派遣されてきた職員がどのような位置づけで不可欠な人材なのか聞く。

土木総務課長

まず、応援派遣職員の業務内容だが、出先の建設事務所では震災からの復興業務や令和元年東日本台風などの復旧業務に当たっている。

委員指摘のとおり、現在技術職員は非常に不足している状況で、採用も各種取組をしているが採用予定数に及ばないのが実態である。その中で他県からの応援派遣職員については、事務所全体の業務運営の中で非常に不可欠な職員になっており、今後とも復旧業務が続くため、必要な派遣職員の確保について全国知事会等を通じて要望しながら対応していく考えである。

渡邊哲也委員

派遣職員は本県の災害復旧、復興にとって欠かせない人材であるが、昨今の大規模災害がどの地域で起きるか分からず、南海トラフ地震の発生も懸念される中で、職員の派遣元である都府県自体も南海トラフで大きな被害が発生した場合に大きな被害を受ける自治体として想定されている。その際、この応援職員がそれぞれの自治体に戻った場合に、本県の災害復旧や復興業務に大きな支障が出ることが予想されるが、そのリスクについてどのように考えているのか。

土木総務課長

災害はいつ発生するか分からず、特に本県でも今年3月の地震や8月の大雨など災害が続いている状況である。その際には、被災地域の建設事務所に他建設事務所や本庁各課から応援を出しながら、部の総力を挙げて対応する体制を図っている。自治体派遣職員については、派遣元で何かがあれば戻ることもあり得る。過去には、熊本地震の際など実際に戻ったこともあった。災害時には、本庁や出先機関の総力を挙げて対応する形で、部内での連携を図りながら対応していきたい。

渡邊哲也委員

災害時の復旧において、土木部職員への県民からの期待は一番大きいと思う。人材確保が困難であることは十分承知しているが、土木部の仕事が本当に大事だからこそ、技術者の確保と育成について尽力を願い、質問を終わる。

佐久間俊男副委員長

本県は複合災害を経験し、度重なる自然災害も含めて大変な状況の中で、土木部は先頭に立って災害復旧に当たっている。計画的な事業管理と執行により繰越額の縮減についても努めている。東日本大震災から11年間、しっかり業務を進めてきてもらったことは、我々も承知している。今まで出た意見をしっかりと今後に活かしていくためにも、ぜひ土木部長からコメントをもらいたい。

土木部長

班長、各委員から様々な意見をもらった。本県は東日本大震災から11年余りが経過し、さらにその間も東日本台風や度重なる地震など大きな災害に見舞われる中で、インフラを管理する立場として、職員一丸となって取り組んでいるところである。またその中であっては、発注や適切な執行管理についてもしっかりと念頭に置き、債務負担行為による複数年の工期の確保なども活用しながら、工事の内容を踏まえて適正な現場の施工管理を行っていきたい。

また、マンパワー不足との指摘もあった。他県等からの支援やアウトソーシングを柔軟に活用していくが、まずは職員がしっかりと現場で監督、管理していくとの強い意識を持って、これからも公共土木施設の整備と管理にしっかりと取り

組んでいきたい。

山口信雄委員

主要な施策の成果説明書233ページ、戦略的な維持管理に向けた取組として除草作業の効率化を図るため防草シートの設置を進めている。例えば郡山市から福島市までの高速道路でトンネル出口ののり面をコンクリートで草が生えないように覆っているが、あの取組は非常に必要だと思う。年中草刈りは発生するため、県道におけるその辺りの考え方について聞く。

道路管理課長

草刈り等の維持管理については、除草の予算を確保しながら取り組んでおり、毎年約13億円を計上している。適正な維持管理については県民の生活に直接的に影響するため、安全・安心の確保として最優先で考えている。雑草や枝葉については、これまで除草、伐採の推進とともに、委員指摘ののり肩、のり尻への防草シート、防草板の設置を進めている。それに加え、植樹帯等の雑草の繁茂を防ぐシールコンクリートの整備や路側等で視界を遮る樹木等の伐採も行っている。新たにバイパスなど道路を造るときから、防草シートや防草板などを取り入れ、将来の維持管理費の縮減を図っていく対応をしている。

山口信雄委員

見た目に潤いを与える草花も大事であるが、その辺りのバランスを考えてメンテナンスしやすい道路にしてほしい。

椎根健雄委員

令和3年度は、災害や新型コロナウイルス感染症の状況等による人手不足などがあり、土木部においても本当に大変な年度だったと分かった。その中で、部長説明要旨の最後にもあるが、新型コロナウイルス感染症の対策から全庁的にタブレット端末の導入やリモート環境の整備が進み、土木部においてもタブレット端末153台が導入されていると主要な政策の成果説明書にも書いてある。私も技術の専門家ではないため分からない部分もあるが、タブレット端末の導入を今後さらに進めていけば、職員の負担軽減や工期短縮などに役立つのか。導入によってどのように変わったのか。

技術管理課長

タブレット端末の導入により、事務所にいながら遠隔で工事の監督ができるようになった。また、資料のやり取りもインターネットを通じて可能となり移動時間や協議時間も軽減でき、働き方改革につながった。今後とも取組を進めていきたい。

椎根健雄委員

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして、大変な部分もあるが、変わっていく部分や足りない部分が見えてきたと思うため、今後も積極的に職員の働き方改革や工事現場がよりよく進むよう取り組んでほしい。